産業保健業務基準（令和５年度版）からの変更点

主な変更点は以下のとおり。

【業務基準】

〇全頁共通　「メンタルヘルス対策促進員」及び「両立支援促進員」を「メンタルヘルス対策・両立支援促進員」に統合。

〇全頁共通　産業保健活動総合支援事業は労働者及び事業者が対象であったところ、労災保険特別加入者も対象に加える。

〇全項共通　毎年度「事業における指示事項」に記載していた内容を産業保健業務基準に記載

〇Ｐ１　第１章　第２　重点事項
令和６年度の重点事項として以下の３点を記載。
・メンタルヘルス対策の強化について
・リスクアセスメント対象物質に係る健康診断に関する相談対応
・個人事業主等に対する支援

〇Ｐ５　第１章　第３　６団体経由産業保健活動推進助成金
・支給額を「サービス費用の実費５分の４」から「サービス費用及び産業保健サービス提供に係る事務費用の総額実費の 10 分の９」に修正。
・１団体当たり上限額を「1,000,000 円」から「5,000,000 円(都道府県事業主団体に該当する場合は 10,000,000 円)」に修正。

〇Ｐ５　第１章　第４　２（１）産業保健課
・「事業に関する広報」を削除。

〇Ｐ５　第１章　第４　２（１）産業保健指導課
・「事業に関する広報」を追記。

〇Ｐ６　第１章　第４　２（３）産業保健ディレクター
・業務内容を明記。

〇Ｐ６　第１章　第４　２（４）アドバイザー産業医（委嘱）
・助言・指導を行う対象者に「産業保健相談員」を追記。

〇Ｐ７　第１章　第４　２（５）助成金審査員

・項目削除。

○Ｐ７　第１章　第４　３（５）労働衛生専門職（両立支援担当）
・「両立支援コーディネーター基礎研修を修了した者とし」及び「事業場への個別調整支援等を行う」を追記。

○Ｐ７　第１章　第４　３（６）産業保健専門職（保健師）
・「産業保健分野（企業、健保組合等）における労働者の健康管理の実務経験、又は医療分野（病院、健診機関等）における相談支援の実務経験を有する者」を追記。

○Ｐ７　第１章　第４　３（８）産業保健相談員（委嘱）
・「地域メンタル対策推進特別アドバイザー」の選任を削除。

○Ｐ7　第１章　第４　３（８）メンタルヘルス対策支援アドバイザー
・新設

○Ｐ11　第１章　第５　２　主な関係団体・機関
・「保険者団体（全国健康保険協会各都道府県支部等)」を追記

○Ｐ11　第２章　第１　１　産業保健関係者への専門的研修
・（２）講師　「有識者を講師」を「外部講師（メンタルヘルス対策・両立支援促進員を含む。）が実施」に変更

○Ｐ14　第２章　第１　４　治療と仕事の両立支援に係る教育の普及対策の実施
・（１）対象者　「保健師」を追記。

○Ｐ15　第２章　第１　５　事業者に対する啓発セミナー（事業者向けセミナー）
・冒頭部分に、「事業場における治療と仕事の両立支援に係るガイドライン等の普及及び啓発セミナーの実施、」を追記。
・（２）講師　「産業保健相談員又は産業保健専門職以外の有識者」を「外部講師（メンタルヘルス対策・両立支援促進員を含む。）が実施」に変更

○Ｐ16　第２章　第１　６　労働者に対する啓発セミナー（労働者向けセミナー）
・（２）講師　「産業保健相談員又は産業保健専門職以外の有識者」を「外部講師（メンタルヘルス対策・両立支援促進員を含む。）が実施」に変更

○Ｐ26　第２章　第３　３　治療と仕事の両立支援の普及促進のための個別訪問支援
・（１）対象者　④に「メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援」を

を追記。

〇P27　第２章　第３　４　治療と仕事の両立に関する患者（労働者）等と事業場との間の個別調整支援
・（１）対象者　メンタルヘルス個別対応に関する記載を削除。
・（２）対応者　「労働衛生専門職（両立支援担当)」を追記。
・（４）実施方法　様式等の変更

〇P28　第２章　第４　産業保健に関する情報提供・広報啓発
・冒頭に、効率的、効果的に周知・利用勧奨を行う等を追記。

〇P29　第２章　第４　６　図書等の貸出
・貸出として「作業環境測定機」を削除。

〇P33　第２章　第 10　各種関係機関との連携
・労働局が主催する地域両立支援チームの一員としてプレゼンスの向上を図る旨等を追記。

〇P48　第４章　第２　８　研修の実施
・ァ　両立支援コーディネーター　研修を実施する担当者に「労働衛生専門職（両立支援担当）として委嘱するもの」を追記。

〇P49　第４章　第３　５　全国統一ダイヤル等の整備及び周知
・ストレスチェック制度サポートダイヤルの周知を図る旨を追記。

〇P55　図１　産業保健総合支援センターの組織体制図
・メンタルヘルス対策支援アドバイザーの追記。

【別添】

〇別添１　産業保健総合支援センターの専門スタッフの任用基準について
・産業保健活動総合支援事業実施要領の改正に伴い変更。

〇別添５　専門スタッフ等謝金単価
・産業保健活動総合支援事業実施要領の改正に伴い変更。

【様式】

〇様式県１「産業保健相談表」
・相談対応者に「メンタルヘルス対策支援アドバイザー」を追記。

○様式県２「メンタルヘルス対策促進員による個別訪問支援記録票」

・「メンタルヘルス対策・両立支援促進員による個別訪問支援記録票」に名称変更。

○様式県２－２「産業保健専門職・両立支援促進員等による相談対応、個別訪問支援等記録票」

・「専門職・促進員等による両立支援相談対応、個別訪問支援等記録票」に名称変更

・実施場所に「４　センター」を追記。

・裏面、連絡が取れない場合の期間を「３か月以上」から「14 日以上」に変更

・⑪疾病名に「精神疾患」を追記

○様式県 10「活動報告書」（運営主幹・産業保健相談員等）

・メンタルヘルス対策支援アドバイザーを追記。

○様式県 11「活動報告書」（メンタルヘルス・両立支援促進員）

・メンタルヘルス・両立支援促進員への統合よる変更。

○様式地１－１（例）「健康相談・面接指導利用申込書」

・企業の情報欄等の変更。

○様式地３（例）「産業保健活動記録表」

・「事業主職氏名」を「代表者」に、「安全衛生推進者／衛生推進者氏名」を「担当者名」変更。

○様式地７（例）「健康相談記録表」

・相談者欄に「３　個人事業主」、「４　個人事業主等への注文者」の変更。

・センターの利用実績の有無欄の追加。

○様式地８（例）「コーディネーター相談記録票」

・相談者欄に「３　個人事業主」、「４　個人事業主等への注文者」の変更。

【その他】

○字句修正及び年度修正を行った。